

運 営 規 程

社 会 福 祉 法 人 壬生老人ホーム

短 期 入 所 生 活 介 護 壬生老人ホーム

介護予防短期入所生活介護 壬生老人ホーム

目 次

第 1 章 事業の目的及び運営の方針

第 1 条 (事業の目的)

第 2 条 (運営の方針)

第 2 章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第 3 条 (職員の職種、員数及び職務内容)

第 3 章 介護予防短期入所生活介護および指定短期入所生活介護の利用定員、 内容及び利用料その他の費用の額

第 4 条 (介護予防短期入所生活介護・指定短期入所生活介護の利用定員)

第 5 条 (介護予防短期入所生活介護・指定短期入所生活介護の内容)

第 6 条 (利用料及びその他の費用の額)

第 4 章 通常の送迎の実施地域

第 7 条 (送 迎)

第 5 章 サービス利用に当たっての留意事項

第 8 条 (サービス利用に当たっての留意事項)

第 6 章 緊急時等における対応方法

第 9 条 (緊急時等の対応方法)

第 7 章 非常災害対策

第 10 条 (非常災害対策)

第 8 章 その他運営に関する重要事項

第 11 条 (虐待の防止に関する事項)

第 12 条 (その他運営に関する重要事項)

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人壬生老人ホームが運営する、特別養護老人ホーム壬生老人ホーム（以下「施設」という）がおこなう、短期入所生活介護事業および介護予防短期入所生活介護（以下「本事業」という）は、要支援状態・要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

- 2 本事業は、利用者の要支援・要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。
- 3 本事業を行うに当たって、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、その介護支援計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 4 本事業の従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 施設は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 6 施設は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1人（特別養護老人ホームとの兼務）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 医 師 1人以上（特別養護老人ホームとの兼務）
 - (3) 生活相談員 1人以上（特別養護老人ホームとの兼務）
（生活相談員については、常勤の者を常時1人以上配置する。）
生活相談員は、入所者の生活の向上を図るための相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
 - (4) 介護職員及び看護職員 （特別養護老人ホームとの兼務）
常勤換算方法で合計18人以上（介護職員については、常勤の者を常時1人以上配置する。）
介護職員は、利用者の入浴、食事等の介護サービスを提供し又は必要な支援を行う。
 - (5) 栄養士又は管理栄養士 1人以上（特別養護老人ホームとの兼務）
栄養士は、入所者に対し、適切な栄養管理を行う。
 - (6) 機能訓練指導員 1人以上（特別養護老人ホームとの兼務）
機能訓練指導員は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、その減退を防止するための訓練を行う。
 - (7) 事務員 1人以上（特別養護老人ホームとの兼務）
- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。

第3章 介護予防短期入所生活介護および指定短期入所生活介護の利用定員、内容及び利用料その他の費用の額

（介護予防短期入所生活介護・指定短期入所生活介護の利用定員）

第4条 本事業所における利用定員は、4名とする。

（介護予防短期入所生活介護・指定短期入所生活介護の内容）

第5条 本事業は、居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち事業所と利用者等との相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとする。

1 身体介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア．排泄の介助

イ．移動、移乗の介助

ウ．通院等の介助その他必要な身体介護

2 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ア．衣類着脱の介助
- イ．身体の清拭、洗髪、洗身
- ウ．その他必要な入浴の介助

3 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

- ア．準備、後始末の介助
- イ．食事摂取の介助
- ウ．その他必要な食事の介助

4 アクテビイティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス（訓練）及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

- | | | |
|------------|-----------|----------|
| ア．レクリエーション | イ．グループワーク | ウ．行事的活動 |
| エ．体操 | オ．機能訓練 | カ．休養（養護） |

5 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア．日常生活動作訓練の相談、助言
- イ．日常生活自助具の利用方法の相談、助言
- ウ．住宅改良に関する相談、助言
- エ．その他必要な相談、助言

（利用料及びその他の費用の額）

第6条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

3 第7条に定める通常の送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の送迎を行った場合

片道 300 円

- 4 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。
朝食 350 円 昼食 650 円 夕食 650 円 おやつ 80 円
- 5 滞在に要する費用については、次の金額を徴収する。
従来型個室 1,150 円／日 多床室 870 円／日
- 6 利用者・家族の申し出により利用料を口座引落により支払う場合の手数料
1 回の引落事務につき 250 円
- 7 理美容代 実費
- 8 その他、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 9 第4項及び第5項の費用について、介護保険法施行規則第83条の6〔第97の4〕の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第4項及び第5項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、第5項について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第21号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払いを受ける。
- 10 前8項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 11 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 12 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 13 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

第4章 通常の送迎の実施地域

（送 迎）

第7条 利用者からの要請があった場合、この事業に伴う送迎を行う。

送迎において通常の送迎の実施地域は下記の通りに囲まれた範囲とする

東－烏丸通り 西－西大路通り 南－五条通り 北－丸太町通り

第5章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者が施設のサービスを受ける際に留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

第6章 緊急時等における対応方法

(緊急時等の対応方法)

第9条 サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市その他市町村、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第10条 管理者は天変地異に備え、職員及び利用者に対し非常災害に対する適切な指導を行い、人命の保護に万全を期さなければならない。このため常に担当消防出張所及び地元等との連携を計らなければならない。

2 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

3 施設は、消防法に準拠して防災計画を定めなければならない。

第8章 その他運営に関する重要事項

(虐待の防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

第12条 事業所は、(介護予防) 短期入所生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

附則 この運営規定は、平成12年4月1日より施行する。

平成 13 年 8 月 1 日 一部改正
平成 18 年 4 月 1 日 全面改定
平成 21 年 4 月 1 日 一部改訂
平成 24 年 4 月 1 日 一部改訂
平成 26 年 4 月 1 日 一部改訂
平成 26 年 10 月 21 日 一部改訂
令和 5 年 4 月 1 日 一部改訂

平成 14 年 1 月 9 日 一部改正
平成 20 年 4 月 1 日 一部改訂
平成 23 年 4 月 1 日 一部改訂
平成 25 年 4 月 1 日 一部改訂
平成 26 年 7 月 14 日 一部改訂
平成 30 年 2 月 1 日 一部改訂
令和 7 年 11 月 1 日 一部改訂